【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】

製造施設完成検査申請書（冷凍則）について

１　高圧ガスの製造許可及び変更許可後は、都道府県の完成検査が必要です。

　　高圧ガス製造許可又は高圧ガス製造施設等変更許可を受けた者は，高圧ガスの製造のための施設の工事を完成したときは，県知事が行う完成検査を受け，技術上の基準に適合していると認められた後でなければ，使用できません（高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関で完成検査を受検する場合を除く）。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 製造施設完成検査申請書（様式第１３） | １ | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **手数料の支払後に受け取った「控１」の印字があるレシート** | 1 | **手数料の支払後に受け取った「控１」の印字があるレシート** |
| 法第８条第１号の技術上の基準を確認する書類 | １ | 1. フローシートに高圧ガス設備の機器番号（成績書の番号）を記載した書類 2. 冷凍用圧縮機等耐圧試験及び気密試験証明書の写し　等 3. 高圧ガス設備の耐圧・気密試験成績書(試験実施年月日，実施場所，気温，試験範囲，圧力，試験流体，保持時間及び立会者等を明記したもの。）及び検査実施時の写真（圧力計の指針が読みとれるもの。） 4. 保安設備の作動試験成績書 5. 圧力計，液面計等の計測機器の基準器との比較検査成績書 6. その他，法第8条第1号の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面等 |

３　手数料（申請書に印刷されたバーコードで納付してください。）

　　高圧ガス製造許可申請手数料（高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料）の**4分の3の額**

○バーコード付き申請書の入手に当たっては、**県ホームページ「高圧ガス関係の申請・届出」からダウンロード**できます。上記で確認した**手数料額に応じた申請書を選んで**ください。

○バーコードが印刷された申請書を**次の県機関の支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付**してください。

　　　　鳥取県庁本庁舎　地下１階　売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　　　　中部総合事務所　別館１階　倉吉食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　　　　西部総合事務所　本館３階　米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）

　○納付後に受け取った**「控１」の印字があるレシート（例１）を申請書の裏面に貼り付け**てください。

　　（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例２）を貼り付け）

　　　　　　　　<例１>　　　　　　　　　　　　　<例２>

　　　

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３ |

様式第７（第21条及び第22条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 製造施設完成検査申請書 | 冷凍 | ×整理番号 |  |
| ×検査結果 |  |
| ×受理年月日 |  |
| ×許可番号 |  |
| 名称（事業所の名称を含む。） |  | | |
| 事務所（本社）所在地 | 〒 | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日  　鳥取県指令第　　　　　　　　　　　号 | | |
| 完成年月日 |  | | |

　　　 年 月 日

代表者 氏名

鳥取県知事 様

備考 １ この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。



２ ×印の項は記載しないこと。

【支払場所（営業時間：平日午前９時～午後５時）】

　鳥取県庁本庁舎地下売店（鳥取市東町一丁目２２０）

　中部総合事務所２号館１階食品衛生協会（倉吉市東巌城町２）

　西部総合事務所３階米子食品衛生協会（米子市糀町一丁目１６０）